（派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い）

第十一条　派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第十二条　派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（規則九―八第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2　派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

（報告）

第十三条　派遣職員は、任命権者から求められたときは、組織委員会における勤務条件及び業務の遂行の状況について報告しなければならない。

2　任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに組織委員会における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員に関する読替え）

2　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員に対する第十条第一項の規定の適用については、同項中「ものとして」とあるのは、「ものとし、給与法附則第八項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとして」とする。

人事院は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）の施行に伴い、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年六月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―六六

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則

（人事院規則一―〇の一部改正）

第一条　人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

本則に次の二号を加える。

二十二　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）

二十三　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）

（人事院規則一―二の一部改正）

第二条　人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

第二十九号を第三十一号とし、第十八号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」とは、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）」をいう。

十九　「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」とは、「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）」をいう。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

第二条中「若しくは配偶者同行休業法」を「、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」に改める。

別表の二十の表規則一―七（政府若しくはその機関又は行政執行法人と外国人との間の勤務の契約）の項の前に次のように加える。

平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法	第十六条第一項の要請の文書等	派遣の終了した日	三年
	第十七条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等		
	第十七条第一項の取決めの文書等		
	第十七条第五項の申出の文書等		
平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法	第三条第一項の要請の文書等	派遣の終了した日	三年
	第四条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等		
	第四条第一項の取決めの文書等		
	第四条第五項の申出の文書等		

別表の二十の表に次のように加える。

規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）	第十二条第二項の協議に関する文書等	取得の日	五年
	第十三条各項の報告の文書等	取得の日	三年
規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）	第十二条第二項の協議に関する文書等	取得の日	五年
	第十三条各項の報告の文書等	取得の日	三年